

岩手県告示第93号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市鶉住居町地内から宮古市田老字乙部地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年2月6日から同年3月22日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）